

○田川地区清掃施設組合監査委員条例

平成 13 年 4 月 1 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)及びこれに基づく政令並びに田川地区清掃施設組合同規約(昭和 58 年許可)に規定するものを除き、田川地区清掃施設組合監査委員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定数)

第 2 条 監査委員の定数は、2 人とする。

(定期監査)

第 3 条 監査委員は、法第 199 条第 4 項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を組合長に通知しなければならない。

(例月出納検査)

第 4 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査の期日は、監査委員が別に定める。

(監査報告)

第 5 条 監査を終了したときは、監査報告書を作成し、これを組合長及び組合議会に報告する。

(告示及び公表の方法)

第 6 条 前条の報告のうち、所定のものについては公表し、監査結果等の告示及び公表の方法は、田川地区清掃施設組合公告式条例(昭和 58 年条例第 2 号)の例による。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。